

PSW 02-11
2002年6月3日

日本精神保健福祉士協会
会長 門屋 充郎

精神障害者の保健・医療・福祉総合計画に関する要望

平素より、当協会の活動並びに運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、精神障害者の保健医療福祉施策の推進にご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、社会保障審議会障害者部会精神障害分会において現在検討が進められているところの「精神障害者の保健・医療・福祉総合計画」（以下、総合計画とする）について、精神障害者の社会復帰の促進と人権擁護を担う立場から、以下の通り要望いたします。

記

1. 計画の策定にあたって

総合計画の策定にあたっては、他障害と同等の施策の充実を図り高齢者のゴールドプランにも匹敵しうる計画を盛り込む必要があります。

その実現のためには、医療に偏重してきた精神障害者施策を地域保健・福祉施策中心へと大転換していくことであり、今後の医療法の改正と障害者基本計画並びに障害者プランの策定に十分反映できる内容とするべきであると考えます。

また、総合計画は「誰もが住みなれた地域で、個人の尊厳が保障され、自分が望む生活を実現する」ことを理念の中心に据えて策定してください。

2. 精神障害者の地域生活支援について

①福祉サービスの充実について

総合計画には居宅生活支援事業の普及を盛り込むことが検討されていますが、市町村におけるショートステイ施設やグループホームの現在の整備状況は極めて不十分です。このため、計画は基本的にすべての市町村が当該事業に取り組むことを前提とした数値目標を掲げる必要があります。

また、今年度より精神障害者の在宅福祉サービスが市町村により実施されることになりましたが、一部の業務については地域生活支援センターに委託することができることとなっています。しかしながら、現状の地域生活支援センターの人員配置では良質かつ適切なサービスの提供が困難となることが予想されます。来年度より本格実施が予定されている障害者ケアマネジメントについても、市町村が地域生活支援センターに業務委

託を行う場合には、従事者の増員を義務づけるとともに、国として増員に見合う補助金の加算を検討してください。

なお、精神障害者のニーズに基づく地域福祉サービスを展開するためには、市町村が自ら相談等の業務を通じてニーズの把握をすることが重要であり、市町村が総合相談機関、ケアマネジメント機関としての機能を常にもち、一部を地域生活支援センター等に委託できることとして、行政機関としての責任を明確にしてください。

②住居の確保について

従来から単身の精神障害者が住居を確保することは、保証人の問題等のために極めて困難な状況となっています。このため、公営住宅法の見直しを行なうとともに、現在一部の自治体で実施されている公的保証人制度や民間アパートの借り上げ等が全市町村で実施されるようにしてください。

3. 社会復帰施設の充実について

①社会復帰施設の整備について

社会復帰施設の量的な整備を図るとともに、職員の専門的な資質を高めるための研修の充実や人員配置基準の見直しなどにより、いわゆる社会的入院者の退院や社会復帰の促進に寄与できるような体制の整備を図ってください。

②精神病棟の施設転換について

既存の精神科医療機関の病棟をそのまま施設に転用することについては、名称を変えた医療内処遇の延長にしかならないとの危惧を抱かせます。新たな類型の社会復帰施設を創設する際には、スクラップ・アンド・ビルド方式を採用し、精神科医療機関の敷地内の設置を禁じ、医療施設との社会的な距離を保てる形での施設構造とするとともに、地域住民との交流を促進するなど地域に開かれた施設とすることを開設の条件としてください。

③社会復帰施設のサテライト方式を新規に導入してください。

④地域生活支援センターの整備目標は、人口5万人に1ヶ所としてください。

4. その他

①就労支援・雇用促進施策を総合計画に盛り込んでください。

②救急対応を必要とする精神障害者に対して、生活支援の観点から公的な危機介入チームを派遣できるようアウトリーチ・システムを構築してください。

③市町村における生活相談や社会復帰施設利用の相談や居宅生活支援事業等の実施開始による混乱が生じないよう、市町村の担当職員の研修体制を構築してください。

④精神障害者の社会復帰を促進するために、精神科医療機関における精神保健福祉士の業務に対する診療報酬上の適正な評価と適正配置を行ってください。

以上